

岐阜県公報

号 外 (二) 平 成 二 十 六 年 六 月 二 十 日

目 次

公安委員会規則

○岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則

(生活安全総務課)

ページ
一

公安委員会規則

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十六年六月二十日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

岐阜県公安委員会規則第六号

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県風俗案内業の規制に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第四十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(風俗案内業の開始の届出)

第三条 条例第六条第一項の規定による届出は、当該風俗案内業を開始しようとする日の十日前までに、風俗案内業開始届出書（別記第一号様式）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の届出は、当該届出に係る風俗案内所（同時に二以上の風俗案内所について当該届出をする場合にあつては、当該二以上の風俗案内所のうちいずれか一の風俗案内所）の所在地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

3 条例第六条第一項の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一 個人 イからトまでに掲げる書類

イ 風俗案内所の使用について権原を有することを疎明する書類

ロ 風俗案内所の平面図及び周囲の略図

ハ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（日本国籍を有しない者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されているものに限る。）

二 条例第五条第一号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ホ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

ヘ 十八歳以上の未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされるものを除く。）で風俗案内業を行うことに關し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面

ト 管理者に係る(1)及び(2)に掲げる書類

(1) 第一号ハ及びホに掲げる書類

(2) 条例第八条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 法人 イから二までに掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 役員に係る前号ハ及びホに掲げる書類

ハ 役員に係る条例第五条第一号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 前号イ、ロ及びトに掲げる書類

4 同時に二以上の風俗案内所について第一項の風俗案内業開始届出書を提出する場合において、前項に規定する書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一

の内容となる書類については、一部を当該風俗案内業開始届出書のいずれか一通に添付するものとする。

5 条例第六条第一項第五号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 風俗案内業を開始しようとする年月日

二 風俗案内業を行う時間

三 風俗案内所の構造及び設備の概要

四 条例第十三条第九号の規定による表示の方法

（風俗案内業の廃止等の届出）

第四条 条例第六条第二項の規定による廃止又は変更の届出は、当該風俗案内業の廃止又は変更の日から十日以内に、廃止の場合にあつては風俗案内業廃止届出書（別記第二号様式）を、変更の場合にあつては風俗案内業変更届出書（別記第三号様式）を提出することにより行わなければならない。

2 条例第六条第二項の公安委員会規則で定める書類は、前条第三項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものとする。

3 前条第二項及び第四項の規定は、第一項の廃止又は変更の届出について準用する。（管理者の業務）

第五条 条例第八条第三項の公安委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。

一 従業者名簿及び条例第十一条第二項の帳簿並びにこれらの記載又は記録について管理すること。

二 当該風俗案内所を利用しようとする青少年を発見した場合において、当該青少年に風俗案内所から立ち退くべきことを勧告することその他の必要な措置を講ずること。

三 当該風俗案内所における業務の実施に関する苦情の処理を行うこと。

（従業者名簿の保存方法等）

第六条 条例第九条の規定による従業者名簿の保存は、従業者が退職した日から起算して三年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を風俗案内所ごとに保存する方法により行わなければならない。この場合において、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により従業者名簿を保存するときは、直ちに書面に表示することができるようにしておかなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、風俗案内所が建物の外壁に設置された設備である場合そ

の他従業者名簿の保存に適さない施設又は設備である場合は、当該風俗案内所に係る従業者名簿を風俗案内業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）に保存しておかなければならない。

3 条例第九条の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名、住所及び生年月日

二 性別

三 本籍（日本国籍を有しない者にあつては、国籍）

四 従事する業務の内容

五 条例第十条第一項の規定による確認をした年月日

六 採用年月日

七 退職年月日

（従業者の生年月日の確認方法等）

第七条 条例第十条第一項の公安委員会規則で定める方法は、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類の提示を受けて確認する方法とする。

一 日本国籍を有する者 イからホまでのいずれかの書類

イ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（いずれも住民基本台帳法第七条第二号に掲げる事項が記載されているものに限る。）

ロ 戸籍の謄本、抄本、全部事項証明書又は個人事項証明書

ハ 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第二号に規定する一般旅券

ニ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項の運転免許証

ホ イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類

その他これに類するもので、当該者の生年月日の記載のあるもの

二 日本国籍を有しない者 イからホまでのいずれかの書類

イ 前号イ又はニに掲げる書類

ロ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号、以下この号において「入管法」という。）第二条第五号に規定する旅券

ハ 入管法第十九条の三の在留カード

二 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項の特別永住者証明書

ホ イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類

その他これに類するもので、当該者の生年月日の記載のあるもの

2 条例第十条第二項の規定による記録の保存は、従業者が退職した日から起算して三年を経過する日まで、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

一 条例第十条第一項の規定による確認に用いた書類の写しを従業者名簿に添付して保存する方法

二 前号の書類の写しを電磁的方法により従業者名簿と併せて記録し、直ちに書面に表示することができるようにして保存する方法

（風俗案内時の確認に係る帳簿の作成方法等）

第八条 条例第十一条第二項の規定による帳簿の作成は、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

一 条例第十一条第二項に規定する事項を記載することができる様式の書類に記載する方法

二 条例第十一条第二項に規定する事項を電磁的方法により記録する方法

2 条例第十一条第二項の規定による帳簿の保存は、同条第一項の規定による確認の対象となる接待風俗営業に係る風俗案内を行わなくなった日から起算して三年を経過する日まで、当該風俗案内に係る帳簿を風俗案内所に保存する方法により行わなければならない。この場合において、電磁的方法により帳簿を保存するときは、直ちに書面に表示することができるようにしておかなければならない。

3 第六条第二項の規定は、前項の帳簿の保存について準用する。

4 条例第十一条第二項の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該確認をした年月日

二 当該確認をした接待風俗営業を営む者の氏名（法人にあつては、その名称）

三 当該確認を担当した従業者の氏名

四 当該確認をした接待風俗営業の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第二項の許可証の番号、同法第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認に係る公安委員会が交付した書面の番号又は同法第十条の二第三項の認定証の番号

五 当該確認をした接待風俗営業に係る風俗案内を開始した年月日及びその風俗案内を終了した年月日

（音の測定方法）

第九条 条例第十三条第二号の公安委員会規則で定める方法は、風俗案内所の境界線の

外側で測定可能な直近の位置について、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本工業規格Z八七三一に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、五秒以内の一定時間間隔及び五十個以上の測定値の五パーセント時間率騒音レベルとする。

（風俗案内所である旨の掲示方法等）

第十条 条例第十三条第八号の規定による掲示は、別記第四号様式により行うものとする。

2 条例第十三条第九号の規定による表示は、同号の規定により表示すべき事項に係る文言を表示した書面その他の物を掲げることにより行うものとする。

（身分証明書）

第十一条 条例第十六条第三項の証明書は、警察官にあつては警察手帳とし、警察官以外の警察職員にあつては別記第五号様式による身分証明書とする。

（聴聞の公示）

第十二条 条例第十七条第二項の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、岐阜県公安委員会 of 掲示板に掲示して行うものとする。

附 則

1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に風俗案内業を行っている場合における当該風俗案内業に係る第三条第一項の規定の適用については、同項中「当該風俗案内業を開始しようとする日の十日前」とあるのは、「平成二十六年十月三十一日」とする。

別記

第 1 号様式 (第 3 条関係)

その 1		受 理 年月日		受 理 番 号	
風 俗 案 内 業 開 始 届 出 書					
年 月 日					
岐阜県公安委員会 様					
届出者 住所 氏名 印 [法人にあっては、名称及び所在地]					
岐阜県風俗案内業の規制に関する条例第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。					
ふ り が な					
氏 名 及 び 生 年 月 日 〔法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名〕		生年月日 年 月 日生			
住 所 〔法人にあっては、主たる事 務所の所在地〕		電話番号 ()			
風 俗 案 内 所	ふ り が な				
	名 称				
	所 在 地	電話番号 ()			
管 理 者	ふ り が な				
	氏 名 及 び 生 年 月 日	生年月日 年 月 日生			
	住 所	電話番号 ()			

[illegible]

その3 (条例第6条第1項第5号に掲げる事項)			
風俗案内業を開始しようとする年月日		年 月 日	
風俗案内業を行う時間		時 分 から 時 分まで	
構造又は設備概要	建物の構造		
	建物内の風俗案内所の位置	床面積	m ²
	音響設備		
青少年が利用してはならない旨を表示する方法			
同時申請の有無		有 無	受理警察署長

- 備考 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 届出者が法人でない場合は、「その2」の添付を要しない。
- 4 「建物の構造」欄には、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の種別及び階数（地階を含む。）を記載すること。
- 5 「建物内の風俗案内所の位置」欄には、当該風俗案内所が位置する階及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 6 「床面積」欄には、風俗案内所の形態に応じて、当該風俗案内業の用に供する部分の面積を記入すること。
- 7 音響設備の概要は、風俗案内所の平面図に記載することをもって代えることができる。
- 8 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第2号様式 (第4条関係)

		受 理 年月日		受 理 番 号	
風 俗 案 内 業 廃 止 届 出 書					
年 月 日					
岐阜県公安委員会 様					
届出者 住所 氏名 印 [法人にあっては、名称及び所在地]					
岐阜県風俗案内業の規制に関する条例第6条第2項の規定により届け出ます。					
ふ り が な					
氏 名 及 び 生 年 月 日 〔法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名〕		生年月日 年 月 日生			
住 所 〔法人にあっては、主たる事 務所の所在地〕		電話番号 ()			
風 俗 案 内 所	ふ り が な				
	名 称				
	所 在 地	電話番号 ()			
廃 止 年 月 日		年 月 日			
廃 止 の 事 由					
同時申請の有無		有	無	受理警察署長	

- 備考 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第3号様式 (第4条関係)

		受 理 年月日		受 理 番 号	
風 俗 案 内 業 変 更 届 出 書					
年 月 日					
岐阜県公安委員会 様					
届出者 住所 氏名 印 [法人にあっては、名称及び所在地]					
岐阜県風俗案内業の規制に関する条例第6条第2項の規定により届け出ます。					
ふ り が な					
氏 名 及 び 生 年 月 日 〔法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名〕		生年月日 年 月 日生			
住 所 〔法人にあっては、主たる事 務所の所在地〕		電話番号 ()			
風 俗 案 内 所	ふ り が な				
	名 称				
	所 在 地	電話番号 ()			
変 更 年 月 日		年 月 日			
変 更 事 項		新		旧	
変 更 の 事 由					
同時申請の有無		有	無	受理警察署長	

備考 1 印欄には、記載しないこと。

2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

3 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 4 号様式 (第10条関係)

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例第 6 条第 1 項の規定による届出をした風俗案内所です。

名称 ○ ○ ○ ○ ○

- 備考
- 1 大きさは、縦20センチメートル、横40センチメートル以上とする。
 - 2 縦書きでも差し支えない。(その場合の大きさは、縦40センチメートル、横20センチメートル以上とする。)
 - 3 「○○○○○」には、条例第 6 条第 1 項の規定による届出をした風俗案内所の名称を記載すること。

第 5 号様式 (第11条関係)

(表)

身 分 証 明 書 第 号

写 真

官 職
氏 名

上記の者は、岐阜県風俗案内業の規制に関する条例第16条第 2 項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

(裏)

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例 (抜粋)
(報告徴収及び立入検査)

第16条 略

- 2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内所に立ち入り、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
 - 3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 4 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第16条第 2 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横8.5センチメートルとする。